

いかるが社協だより

4月から買い物支援事業を開始しています



店舗までの移動に負担が大きい高齢者等を対象に、店舗まで送迎する買い物支援事業を
試行的に実施しています。(運行日：火曜日・金曜日の午後)

運転免許を返納されて買い物に困っている人は、ぜひご利用ください。

利用には事前登録が必要となります。詳しくは本会までお問い合わせください。

■ 内容

令和3年度斑鳩町社会福祉協議会事業計画・予算	2・3
新型コロナウイルスに負けない地域の絆!!	4
手話奉仕員養成講座(基礎編)閉講式	5
【特集記事】こどもたちの未来のために	6
新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、 生活資金にお困りの方への資金の特例貸付	7

町の人口

令和3年3月31日現在

総人口 **28,239**名

65才以上男性 3,779名

65才以上女性 4,908名

計 8,687名

高齢化率 **30.8**%

社会福祉協議会 事業計画・予算

令和3年度の予算額 (収入の内訳)

- 会費収入 (1,850千円)
- 斑鳩町からの受託金 (12,524千円)
- 寄附金収入 (1,000千円)
- 共同募金配分金収入 (2,617千円) (赤い羽根共同募金配分金や歳末たすけあい募金配分金)
- その他 (19,341千円)
- 斑鳩町からの補助金 (36,500千円)
- 県社協からの受託金等 (557千円)

社会福祉協議会 (社協) とは?

社協は社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間団体です。地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活できる「福祉のまちづくり」の実現をめざして、さまざまな活動を行っています。

Q 斑鳩町役場と同じ組織ですか?

A 社協は社会福祉法に基づいて設置されている民間団体で、斑鳩町役場とは別組織です。

Q 社協ではどのような業務をしているのですか?

A 社協の業務は社会福祉法という法律で規定されています。事務所でいう相談業務や、保険の受付などのほか、小地域福祉やボランティアグループの活動の支援や、障がいのある人等の金銭管理などの支援、高齢者等への外出支援などで、地域に出る業務もあります。また、民生・児童委員協議会や老人クラブ連合会、共同募金会等の事務局も担っています。

Q 社協の活動の資金はどこからきているのですか?

A 斑鳩町からの補助金や、町や県社協からの業務委託料のほか、社協会員となっていたいただいた方からの会費収入や、共同募金の配分金などが活動の資金となっています。



あなたの会費が地域を支えます

令和3年度

社協会員にご加入をお願いします

社協では、住民のみなさんの参加と協力による地域福祉活動を進めるため、会員を募集しています。会費は社協窓口で受け付けています。

一般会費 1口 500円
賛助会費 1口 5,000円

令和3年度 社会福祉法人斑鳩町

新年度の事業の実施にあたって 《令和3年度 予算 74,389千円》

昨今の少子高齢化や地縁関係の希薄化といった社会情勢に追い打ちをかけるように、新型コロナウイルス感染症の拡大により、暮らしの不安はさらに大きくなり、生活困窮や社会的な孤立の問題が顕在化しています。このような状況下でも、地域の繋がりを途絶えさせることなく、住民のみなさまとともに斑鳩町の地域福祉を推進するために、今年度、本会は次の取組みを進めます。

令和3年度の予算額 (主な支出) ※新型コロナウイルスの状況により中止となる場合もあります。

地域福祉活動推進事業 (32,478千円)

- ・ 小地域福祉活動の組織化支援と活動の促進
- ・ 物品等の貸出し(車椅子、録音CD、機材等)
- ・ ボランティアの育成と活動の促進
- ・ 出前講座
- ・ 高齢者等外出支援事業(生き生き号の運行)
丘陵地に住む高齢者を対象に、車両を運行して外出の機会を提供します。
- ・ 買い物支援事業 **新規 (試行的な実施)**

法人運営事業等 (20,202千円)

- ・ 会員制度の実施や日常生活自立支援事業など

善意銀行運営事業 (1,050千円)

生活福祉資金貸付事業 (278千円)

ボランティア基金事業 (5,155千円)

聴覚障がい者支援事業 (391千円)

- ・ 手話奉仕員養成講座の開催 など

共同募金配分金事業 (2,625千円)

〈赤い羽根共同募金〉

- ・ 社協だよりの発行・社会福祉大会の開催
- ・ 福祉教育セミナーやいきいき体験教室など

〈歳末たすけあい募金〉

- ・ 歳末激励訪問

リフト付乗用車移動支援事業 (480千円)

車椅子昇降用リフト付マイクロバス

管理運営事業 (4,130千円)

生活支援コーディネーター配置事業

(5,700千円)

高齢になっても安心して地域で生活ができるよう、住民どうしの支え合いのしくみをつくります。

包括的支援体制整備事業 (1,900千円) **新規**

生活課題や地域課題を制度の垣根なく、町全体で解決を進める支援体制の確立を進めます。



▲出前講座



▲生き生き号の運行

3月
1日 月

新型コロナウイルスに負けない地域の絆!!

小地域福祉社会エリア別連絡会を開催しました

連絡会でのご意見の抜粋

小地域福祉社会の代表のみならずにご出席いただき、情報交換の機会となる連絡会を開催しました。今回の連絡会では、感染症の予防のため、小学校区ごとのエリア別での開催となりました。

今年度は集いの場の活動は自粛しましたが、見守り活動は継続して行いました。

・社協「かわら版」の配布を見守りのツールに活用しています。

・地域の集会所での食事は自粛し、感染予防を講じている店舗の利用やイベントに参加しました。

・防災をテーマに、非常食や避難経路について地域で話し合いをしました。

・福祉員の研修として社協の出前講座を受講しました。

・健康維持や介護予防のため、感染予防をして体操を開始しました。

・新型コロナウイルス禍でどのように小地域福祉活動を展開していくべきか、もう少し時間をかけた意見交換がしたかったです。

新型コロナウイルスの影響で、活動をされる人も不安や悩みを抱えています。地域福祉活動は住民の誰もが主役です。住みよい地域づくりのため、小地域福祉社会の活動へのご理解とご協力をお願いします。



▲地域のサロンで介護予防体操



▲小地域福祉社会の見守り活動



エリア別
連絡会の様子▶



地域の サロン活動を 応援します

地域のサロンは、歩いて行ける範囲に集まり、お茶を飲んだり、おしゃべりしたり、体操を行ったりする場所です。本会では、地域のみなさまと一緒にサロンづくりを進めています。



地域のサロンをつつじて、人と人との輪が広がり、誰もが安心して暮らせる地域づくりをめざします。

これからサロン活動を始めてみようという方は本会へご相談ください。

3月
30日

手話奉仕員養成講座

(基礎編) 閉講式

令和2年度の手話奉仕員養成講座(基礎編)が閉講しました。

この講座は入門編とあわせて、2年間(全53回)の開催となっております。修了要件を満たした9名の受講生に、中西会長から修了証が手渡されました。

令和2年度は、コロナ禍により、講座の開講が心配されましたが、講師や受講生のご協力で、年度内での修了を迎えることができました。また、最後の講座では、参加者が手話で昔話を朗読しました。

斑鳩町でも手話言語条例が制定され、手話の理解と普及を深めるとともに、障がいのある人への情報保障の充実が求められています。修了された方の今後の活躍を期待しています。

なお、令和3年度の手話奉仕員養成講座は次号の社協だよりへの掲載を予定しています。

「お疲れ様でした」の手話



右手拳の小指側で
左腕を2回たたき、



顔前で右手を斜めに
構えて少し前へ出し、
同時に頭を下げる

(一財) 全日本ろうあ連盟発行
『わたしたちの手話学習辞典』より転載



▲講座を修了されたみなさん



▲手話で昔話を朗読

視覚障がいのある人に 録音CDを貸し出しています

「広報いかるが」議会だより」「いかるが社協だより」を録音したCDを、町内在住の視覚障がいのある人に無料で貸し出します。

※再生には、専用の再生機が必要となります。



車椅子を貸し出しています

歩行が困難な人に対して、車椅子を貸し出しています。

- 貸出期間 3ヶ月
- 利用料 無料

【貸出例】

- ・入院中の人が、外泊することになった。
- ・長距離の歩行に自信のない人が、旅行などに行く。
- ・骨折で車椅子が必要になった。 など



こどもたちの未来のために

5月5日(水・祝)から11日(火)は「児童福祉週間」です

わが国では、児童福祉の理念の普及と啓発を図るとともに、こどもや家庭、こどもの健やかな成長について国全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めています。今回は「こどもの日」と「子どもの権利条約」、「児童憲章」についてご案内します。

【こどもの日】

こどもの日は、国民の祝日のひとつで、端午の節句にあたる5月5日となっています。「こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する」ことを趣旨として、国民の祝日に関する法律の施行とあわせて、昭和23年に制定されました。

【児童憲章】

「児童憲章」は、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために定められた児童の権利宣言で、昭和26年に制定されました。3つの基本綱領と12条の本文から構成されています。

●基本綱領

- (1) 児童は、人として尊ばれる
- (2) 児童は、社会の一員として重んぜられる。
- (3) 児童は、よい環境のなかで育てられる。

●条文(一部抜粋)

- すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- すべての児童は、家庭的で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちを起こした児童は、適切に保護指導される。
- すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類と平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

【子どもの権利条約】

こどもの権利条約は、世界中のすべてのこどもが幸福に生きることを願い1989年に国連で採択されました。現在196の国と地域で締約され、日本は1994年に批准しました。この条約は、大きく分けて次の4つの子どもの権利を守ることを定めています。

① 生きる権利

すべてのこどもの命が守られること。

② 育つ権利

もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育等の支援を受け、遊んだりできること。

③ 守られる権利

暴力や搾取、有害な労働などから守られること。

④ 参加する権利

自由に意見をあらわしたり、グループを作ったりできることなど。

子育ての環境は、核家族化や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、大きく変化し、不安を抱えている保護者が増えています。また、こどもが巻き込まれる犯罪や児童虐待も社会問題となっています。安心して子育てができ、こどもがひとりの人間として尊重され、愛情に包まれながら健やかな成長ができる社会づくりについて、いま自分にできることを考えてみませんか。

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で生活資金にお困りの方への資金の特例貸付について 〈特例貸付の申込期限が延長されています〉

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、休業や失業等により生活資金でお困りの方に、無利子・無保証で資金の貸付を実施しています。くわしい内容や必要書類については、本会までお問い合わせください。

緊急小口資金（特例貸付）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

- 貸付上限額 20万円以内
- 償還期間 2年以内

総合支援資金（特例貸付）

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

- 貸付上限額 (二人以上世帯)月20万円以内 (単身世帯)月15万円以内
- 貸付期間 原則3ヵ月以内
- 償還期間 10年以内

※貸付のお申込みの期限は、令和3年6月末までの予定です。

※総合支援資金(特例貸付)の決定を受けていて、延長貸付等の対象となる方には、奈良県社会福祉協議会から案内が届く予定です。申請の際には、案内をご持参のうえで本会窓口までお越しください。

その他にもこのような支援を行っています

フードレスキュー事業

フードレスキューは、今日食べる物にも困っている方に、緊急の食料支援を行う事業です。企業や生産者等からの善意でご寄附いただいた食品を無償で提供しています。



小口資金貸付事業

生活に困窮している世帯を支援するための緊急貸付の制度です。

- 貸付限度額 5万円
- 償還期間 10ヶ月以内

※連帯保証人が必要です



くわしい内容や手続きなどについては、ご相談、お問合わせください。

療養機器・福祉用具(販売・レンタルの店)

む(株)イカリトンボ

介護用品小売店 ケア・ホープ

生駒郡斑鳩町竜田西4丁目1-40(竜田大橋バス停前)
☎(0745)75-2028

デイサービスセンター

いかるがの郷

居宅介護支援事業所

あんしん館

介護保険の申請や介護に関わるご相談などお気軽にお電話ください!!

— 株式会社 三恵健康倶楽部 —
0120-756-315 (通話無料)
斑鳩町法隆寺1-7-23

● 広告枠 ●

善意銀行にご寄附ありがとうございます【令和3年2月1日～令和3年3月31日】

(敬称略)

氏名	金額(円)	目的(払出先)
岡田ミチ子	100,000	任意
陶芸土の会	10,000	NPO法人 あゆみの家
	10,000	NPO法人 虹の家

お預かりしたご寄附は、斑鳩町の福祉増進のために活用させていただきます。みなさんの善意をお待ちしています。

令和3年度 「心身障害者(児)ふれあいの集い」 「身体障害者ふれあいの集い」 「一日里親会」 の中止について

開催中止

本年度、本会で開催を予定していました標記の事業は、新型コロナウイルスによる感染症拡大の影響を鑑み、参加者及びご協力をいただく関係者の健康と安全を最優先に考慮した結果、中止することとなりました。

高齢者等外出支援事業(生き生き号)の運行について

本年4月から生き生き号の運行の見直しにともない、祝日の運行はしておりませんので、ご注意ください。
なお、荒天時も運行を休止する場合があります。



「不安」を「安心」へ

～日常の心配ごとをなんでも
気軽にご相談ください～

社協の職員が相談をお受けしています。

■受付時間

月～金曜日(祝日・年末年始は除く)
午前9時～午後5時

■場所

生き生きプラザ斑鳩

※来所することが困難な場合は、訪問させていただきます。

社会福祉法人 斑鳩町社会福祉協議会

〒636-0142 生駒郡斑鳩町小吉田1-12-35

(電話)0745-74-5122

(FAX)0745-74-5011



本会が実施している
サービスへの
ご意見・苦情の受付について

【担当】総務係 安井 まで



再生紙を使用しています

この社協だよりは共同募金の配分金により作成しています

